

総務政策常任委員会資料

令和6年9月19日～24日

総務部

1 予算議案

○議案第1号、議案第21号

- ・令和6年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要 3
- ・歳出予算説明資料 10
- ・繰越明許費補正（追加） 21

2 特別議案

○議案第7号

- 工事請負契約の締結について 22

3 報告承認

○報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

- 令和6年度一般会計補正予算（第3号） 24

4 その他報告事項

- 令和5年度内部統制評価報告書について 25
- 令和6年8月8日の日向灘の地震について 32
- 南海トラフ地震臨時情報について 36
- 令和6年台風第10号について 39
- 宮崎県市町村消防広域化推進計画の改定について 46

1 予算議案

【議案第1号、第21号】 令和6年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要

議案第1号 令和6年度一般会計補正予算（第4号）

国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもの。

議案第21号 令和6年度一般会計補正予算（第5号）

令和6年8月8日の日向灘沖の地震への対応等に必要な経費について措置するもの。

【議案第1号、第21号】
令和6年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要

1 一般会計歳入一覧

（単位：千円、％）

款 別	補正前の額	今回補正額		補正後	構成比
		議案第1号	議案第21号		
自 主 財 源	278,051,804	13,509,807	396,530	291,958,141	43.1
県 税	107,240,000	0	0	107,240,000	15.8
地方消費税清算金	54,236,475	0	0	54,236,475	8.0
分担金及び負担金	2,575,798	0	0	2,575,798	0.4
使用料及び手数料	9,408,497	0	0	9,408,497	1.4
財産収入	1,232,401	0	0	1,232,401	0.2
寄 附 金	495,510	0	0	495,510	0.1
繰 入 金	51,901,716	▲ 115,471	396,530	52,182,775	7.7
繰 越 金	0	13,485,899	0	13,485,899	2.0
諸 収 入	50,961,407	139,379	0	51,100,786	7.5
依 存 財 源	383,812,547	716,827	605,094	385,134,468	56.9
地 方 譲 与 税	21,137,000	0	0	21,137,000	3.1
地方特例交付金	2,569,000	0	0	2,569,000	0.4
地方交付税	191,779,000	0	0	191,779,000	28.3
交通安全対策特別交付金	313,000	0	0	313,000	0.0
国 庫 支 出 金	100,202,847	530,327	290,694	101,023,868	14.9
県 債	67,811,700	186,500	314,400	68,312,600	10.1
歳 入 合 計	661,864,351	14,226,634	1,001,624	677,092,609	100.0

（注）構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

【議案第1号、第21号】
 令和6年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要

2 一般会計歳出一覧

（単位：千円、％）

款 別	補正前の額	今回補正額	議案第1号		補正後	構成比
			議案第1号	議案第21号		
議 会 費	1,187,878	0	0	0	1,187,878	0.2
総 務 費	55,938,561	13,714,719	13,401,637	313,082	69,653,280	10.3
民 生 費	101,114,384	98,202	2,332	95,870	101,212,586	14.9
衛 生 費	29,351,031	231,803	231,803	0	29,582,834	4.4
労 働 費	1,800,806	0	0	0	1,800,806	0.3
農 林 水 産 業 費	54,232,670	374,862	374,862	0	54,607,532	8.1
商 工 費	47,220,304	214,272	0	214,272	47,434,576	7.0
土 木 費	73,102,623	234,400	216,000	18,400	73,337,023	10.8
警 察 費	29,958,082	0	0	0	29,958,082	4.4
教 育 費	124,777,680	0	0	0	124,777,680	18.4
災 害 復 旧 費	17,632,062	360,000	0	360,000	17,992,062	2.7
公 債 費	72,755,692	0	0	0	72,755,692	10.7
諸 支 出 金	52,692,578	0	0	0	52,692,578	7.8
予 備 費	100,000	0	0	0	100,000	0.0
一 般 会 計 合 計	661,864,351	15,228,258	14,226,634	1,001,624	677,092,609	100.0

（注）構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

【議案第1号、第21号】
 令和6年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要

3 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	今回補正額		補正後	説 明
		議案第1号	議案第21号		
繰 入 金	51,901,716	▲ 115,471	396,530	52,182,775	【議案第1号】 ◎基金繰入金 ▲ 115,471 ○県有施設維持整備基金繰入金 38,704 ○地域医療介護総合確保基金繰入金 ▲ 255,495 ○宮崎再生基金繰入金 101,320 【議案第21号】 ◎基金繰入金 396,530 ○財政調整積立金繰入金 396,530
繰 越 金	0	13,485,899	0	13,485,899	【議案第1号】 ◎繰越金 13,485,899 ○繰越金 13,485,899

【議案第1号、第21号】
 令和6年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要

3 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	今回補正額		補正後	説 明
		議案第1号	議案第21号		
諸 収 入	50,961,407	139,379	0	51,100,786	【議案第1号】 ◎受託事業収入 80,633 ○土木受託事業収入 80,633 ・堰堤改良事業受託料 ◎雑入 58,746 ○雑入 58,746 ・産地パワーアップ事業補助金
国庫支出金	100,202,847	530,327	290,694	101,023,868	【議案第1号】 ◎国庫負担金 136,378 ○農林水産業費国庫負担金 136,378 ・緊急治山事業費

【議案第1号、第21号】
 令和6年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要

3 歳入科目別概要

(単位：千円)

科目	補正前の額	今回補正額		補正後	説明
		議案第1号	議案第21号		
国庫支出金 (つづき)					◎国庫補助金 393,949 ○民生費国庫補助金 384,800 ・介護保険制度運営指導事業費 ・生活困窮者事業費 ○衛生費国庫補助金 9,149 ・救急医療対策費 【議案第21号】 ◎国庫負担金 226,780 ○災害復旧費国庫負担金 226,780 ・漁港災害復旧費 ◎国庫補助金 63,914 ○民生費国庫補助金 63,914 ・社会福祉施設等災害復旧費

【議案第1号、第21号】
 令和6年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要

3 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	今回補正額		補正後	説 明
		議案第1号	議案第21号		
県 債	67,811,700	186,500	314,400	68,312,600	【議案第1号】 ◎県債 186,500 ○総務債 116,100 ・庁舎公舎等整備事業費 ○農林水産業債 70,400 ・山地治山事業費 【議案第21号】 ◎県債 314,400 ○総務債 201,200 ・緊急防災基盤整備事業費 ○災害復旧債 113,200 ・農林災害復旧費
歳 入 合 計	661,864,351	14,226,634	1,001,624	677,092,609	

令和6年度 9月補正予算案(総務部)

○ 歳出予算課別集計表

(一般会計)

(単位:千円)

課 名	令 和 6 年 度				令 和 5 年 度	
	補正前 の 額	補正額		補正後 の 額	当 初 予 算 額	最 終 予 算 額
		議案第1号	議案第21号			
総 務 課	434,677			434,677	402,364	402,966
人 事 課	5,969,980			5,969,980	4,780,465	4,710,195
財 政 課	80,021,445	13,246,833		93,268,278	80,892,005	110,468,059
財産総合管理課	3,819,871	154,804		3,974,675	2,150,368	1,907,251
税 務 課	58,224,647			58,224,647	57,750,788	57,876,931
市 町 村 課	1,488,722			1,488,722	1,897,971	1,686,236
総務事務センター	733,417			733,417	685,680	665,466
危機管理課	1,683,100		313,082	1,996,182	956,138	1,105,195
消防保安課	983,761			983,761	888,290	845,652
計	153,359,620	13,401,637	313,082	167,074,339	150,404,069	179,667,951

(公債管理特別会計)

財 政 課	74,389,034	0	0	74,389,034	77,989,098	77,021,722
-------	------------	---	---	------------	------------	------------

(一般会計+特別会計)

総 務 部 合 計	227,748,654	13,401,637	313,082	241,463,373	228,393,167	256,689,673
-----------	-------------	------------	---------	-------------	-------------	-------------

区分	令和6年度					令和5年度		
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
財政課 計	154,410,479	13,246,833	0	0	13,246,833	167,657,312	158,881,103	187,489,781
一般会計	80,021,445	13,246,833	0	0	13,246,833	93,268,278	80,892,005	110,468,059
(款) 総務費	2,165,753	13,246,833	0	0	13,246,833	15,412,586	5,385,075	35,000,725
(項) 総務管理費	2,165,753	13,246,833	0	0	13,246,833	15,412,586	5,385,075	35,000,725
(目) 一般管理費	1,948,546	0	0	0	0	1,948,546	2,039,296	4,449,645
(目) 財政管理費	6,494	0	0	0	0	6,494	5,899	5,905
(目) 財産管理費	210,713	13,246,833	0	0	13,246,833	13,457,546	3,339,880	30,545,175
(款) 衛生費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	0
(項) 医薬費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	0
(目) 病院費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	0
(款) 公債費	72,755,692	0	0	0	0	72,755,692	75,406,930	75,367,334
(項) 公債費	72,755,692	0	0	0	0	72,755,692	75,406,930	75,367,334
(目) 元金	69,140,708	0	0	0	0	69,140,708	72,047,874	72,666,256
(目) 利子	3,533,568	0	0	0	0	3,533,568	3,290,651	2,661,892
(目) 公債諸費	81,416	0	0	0	0	81,416	68,405	39,186
(款) 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000
(項) 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000
(目) 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000
特別会計	74,389,034	0	0	0	0	74,389,034	77,989,098	77,021,722
公債管理特別会計	74,389,034	0	0	0	0	74,389,034	77,989,098	77,021,722
(款) 総務費	4,559,900	0	0	0	0	4,559,900	3,553,900	3,705,700
(項) 総務管理費	4,559,900	0	0	0	0	4,559,900	3,553,900	3,705,700
(目) 積立金	4,559,900	0	0	0	0	4,559,900	3,553,900	3,705,700

区分	令和6年度					令和5年度		
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
（款）公債費	69,829,134	0	0	0	0	69,829,134	74,435,198	73,316,022
（項）公債費	69,829,134	0	0	0	0	69,829,134	74,435,198	73,316,022
（目）元金	66,293,851	0	0	0	0	66,293,851	71,142,093	70,653,095
（目）利子	3,533,568	0	0	0	0	3,533,568	3,290,651	2,661,892
（目）公債諸費	1,715	0	0	0	0	1,715	2,454	1,035

目	補正額	事項名	事項		説明及び事業名	補正後の額
			補正前の額	補正額		
財産管理費	13,246,833	財政調整積立金	338	3,503,883	財政調整積立金の積立に要する経費【追加積立に伴う補正】 1 追加積立 3,503,883	3,504,221
		県債管理基金積立金	123,713	6,742,950	県債管理基金の積立に要する経費【追加積立に伴う補正】 1 追加積立 6,742,950	6,866,663
		県有施設維持整備基金積立金	460	3,000,000	県有施設維持整備基金の積立に要する経費【追加積立に伴う補正】 1 追加積立 3,000,000	3,000,460

区分	令和6年度					令和5年度		
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
財産総合管理課 計	3,819,871	154,804	0	154,804	0	3,974,675	2,150,368	1,907,251
一般会計	3,819,871	154,804	0	154,804	0	3,974,675	2,150,368	1,907,251
（款）総務費	3,727,171	154,804	0	154,804	0	3,881,975	2,057,668	1,814,551
（項）総務管理費	3,727,171	154,804	0	154,804	0	3,881,975	2,057,668	1,814,551
（目）一般管理費	138,185	0	0	0	0	138,185	127,829	136,234
（目）財産管理費	3,588,986	154,804	0	154,804	0	3,743,790	1,929,839	1,678,317
（款）災害復旧費	92,700	0	0	0	0	92,700	92,700	92,700
（項）県有施設災害復旧費	92,700	0	0	0	0	92,700	92,700	92,700
（目）県有施設災害復旧費	92,700	0	0	0	0	92,700	92,700	92,700

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
財産管理費	154,804	東京ビル運営費	343,607	154,804	東京ビルの運営及び維持管理に要する経費【所要見込額の増に伴う補正】 1 宮崎県東京ビル再整備事業	498,411
					154,804	

宮崎県東京ビル再整備事業

9月補正

財産総合管理課 154,804千円(補正後498,411千円)
【財源:県債、県有施設維持整備基金】

事業の目的

宮崎県東京ビル再整備に係る解体工事費について、追加工事及び物価上昇等に伴い工事費を増額する。

事業の概要

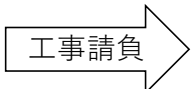

(1) 事業内容

① 解体工事費 336,600千円 → 補正後491,404千円

補正額154,804千円(県債116,100千円、県有施設維持整備基金38,704千円)

- ・ 追加工事に伴う増額 109,027千円
アスベスト処理費用、残置物処分数量増加、警察及び行政の指導に伴う誘導員配置 等
- ・ 物価上昇に伴う増額 45,777千円
県負担分は、公共工事のインフレスライドを適用

② アドバイザリー契約等 7,007千円

(2) 事業の仕組み ①県  工事請負 解体事業者 ②県  委託 委託業者

事業の期間

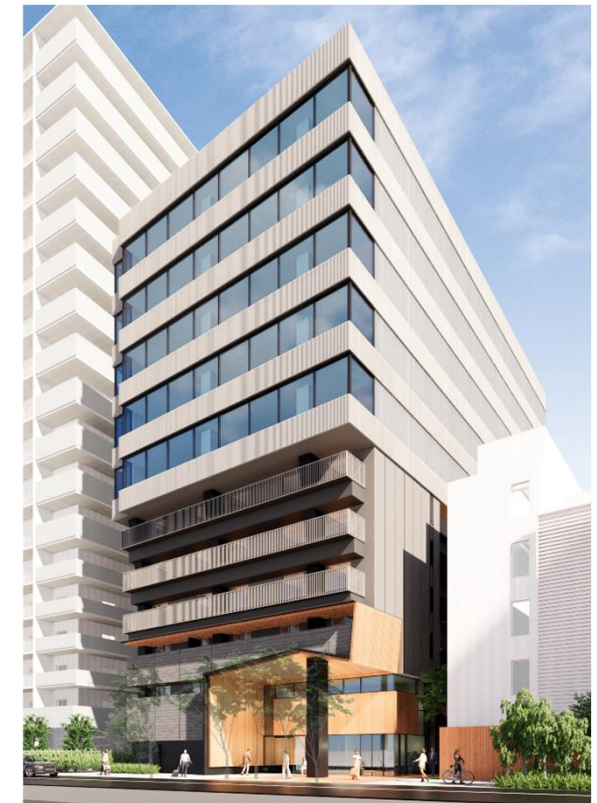
令和6年度

宮崎県東京ビル再整備事業

9月補正

建物概要

項目	内容
県施設	1～6階（約3,494㎡）
1階	共用スペース 3室（約15㎡/室） ワークスペース 1室（約38㎡） 県情報発信スペース 1室（約36㎡） 会議室 1室（約98㎡）
2～3階	学生寮 52室（約13㎡/室）
4～6階	職員宿舎 24室（1DK（約27㎡/室）） 10室（2DK（約41㎡/室）） 3室（2LDK（約55㎡/室））
民間施設	7～11階、地下1階（約4,969㎡）
7～11階	賃貸物件 5室（約673㎡/室、2分割可）
地下1階	機械式駐車場 24台



外観図

主なスケジュール

- 令和5年7月～令和6年10月 既存ビルの解体工事
- 令和6年10月 定期借地権設定契約の締結
貸付料収入 90,000千円/年 × 71年間
- 令和6年10月（～令和8年9月）新ビルの建設工事着工
- 令和8年10月 新ビルの供用開始

区分	令和6年度					令和5年度		
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
危機管理課 計	1,683,100	313,082	0	201,200	111,882	1,996,182	956,138	1,105,195
一般会計	1,683,100	313,082	0	201,200	111,882	1,996,182	956,138	1,105,195
（款）総務費	1,303,514	313,082	0	201,200	111,882	1,616,596	577,974	727,031
（項）総務管理費	320	0	0	0	0	320	320	215
（目）諸費	320	0	0	0	0	320	320	215
（項）防災費	1,303,194	313,082	0	201,200	111,882	1,616,276	577,654	726,816
（目）防災総務費	1,303,194	313,082	0	201,200	111,882	1,616,276	577,654	726,816
（款）民生費	379,586	0	0	0	0	379,586	378,164	378,164
（項）災害救助費	379,586	0	0	0	0	379,586	378,164	378,164
（目）救助費	379,586	0	0	0	0	379,586	378,164	378,164

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
防災総務費	313,082	防災対策費	874,581	313,082	防災・減災対策や防災体制の強化に要する経費【南海トラフ地震等の対策に伴う補正】 [新] 1 南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業	1,187,663
					313,082	

新 南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業

9月追加補正

危機管理課 313,082千円
【財源 緊急防災・減災事業債、一般財源】

事業の目的

発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、避難所の断水時対策を行うとともに、今回発令された南海トラフ地震臨時情報等の県民への理解促進のための啓発事業を行う。

事業の概要

(1) 事業内容

① 指定避難所（県有施設42施設）の断水時対策

ア マンホールトイレ整備 280,145千円(配管工事、仮設トイレ等)

- ・ 25施設・80基(県立学校23校・74基、県有施設2施設・6基)

イ トイレカー導入(3台) 30,000千円

- ・ アの未整備避難所対策

ウ 備蓄トイレセット 1,530千円

- ・ アの未整備避難所対策(17施設分)

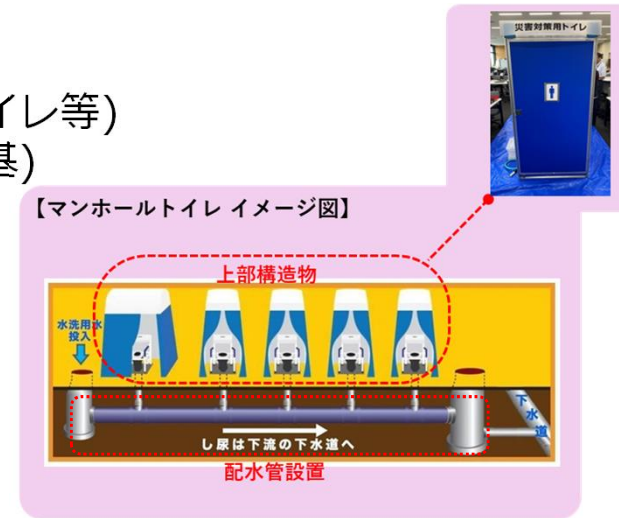
② 南海トラフ地震臨時情報等の県民啓発 1,407千円

- ・ 啓発セミナー(市町村職員・県民等)

(2) 事業の仕組み ① 県、② 委託等

(3) 成果指標

- ・ 指定避難所(県有施設)のマンホールトイレ整備
令和6年度 0基 → 80基



【マンホールトイレ イメージ図】



マンホールトイレ

トイレカー

事業の期間

令和6年度

令和6年度繰越明許費補正(追加)

課名	款	項	目	事業名	予算額 (千円)	理由
危機管理課	総務費	防災費	防災総務費	南海トラフ地震等に備えた避難所 環境改善事業	310,145	補正予算の関係により、工期が不足することによるもの。 完成予定 令和 7. 5.31
計				1事業	310,145	

【議案第7号】 工事請負契約の締結について

財産総合管理課

1 契約の概要

- (1) 事業名 環境配慮型県庁立体駐車場整備事業
- (2) 契約金額 1, 441, 000, 000円
- (3) 契約相手方 坂下・戸高・ごとう・オープランニング事業共同企業体
- (4) 工期 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 事業の概要

- (1) 事業内容 公用車及び外来車の自走式立体駐車場の整備
- (2) 建設場所 宮崎市旭1丁目2（企業局南駐車場）
- (3) 整備内容
 - ① 形式 5層6段(地上5階建)フラット式
 - ② 収容台数 240台予定（内訳：公用車150台、外来車90台）
 - ③ その他 屋上に太陽光パネルを設置し、公用電動車の充電に対応
県庁周辺の浸水被害時には一時的な避難場所となることを想定

3 今後のスケジュール

- 令和6年9月末 本契約を締結し、設計・施工を開始
- 令和7年1月頃 企業局南駐車場を部分閉鎖（4月以降に全面閉鎖）
- 令和8年3月下旬 竣工、公用車を移動
- 令和8年4月～ 外来用駐車場の運用開始

環境配慮型県庁立体駐車場(イメージ)

※企画提案時のイメージであり、今後の協議により変更になる場合があります。



【報告第1号】
専決処分の承認を求めることについて

市町村課

令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
令和6年7月24日専決

1 補正の理由

令和6年7月16日、宮崎県議会東諸県郡選挙区（定数1）に欠員が生じたため、公職選挙法第113条第1項第5号の規定に基づく補欠選挙を執行するための経費を補正するもの。

2 選挙の概要

- (1) 選挙の日程 告示日 令和6年8月23日（金）
 投票日 令和6年9月 1日（日）
- (2) 選挙をする人数 1人
- (3) 執行に要する経費 全額県費

3 補正予算額

区 分	予算額（千円）	内 訳
臨時啓発費	1, 0 4 3	啓発用資材作成費 等
選挙執行費	3 7, 8 9 4	
市町村交付金	1 7, 8 4 5	投開票経費、ポスター掲示場設置費 等
公営負担金	1 0, 2 0 1	選挙運動用自動車・ポスター経費 等
県経費	9, 8 4 8	投票用紙等資材作成費、選挙事務費 等
合 計	3 8, 9 3 7	

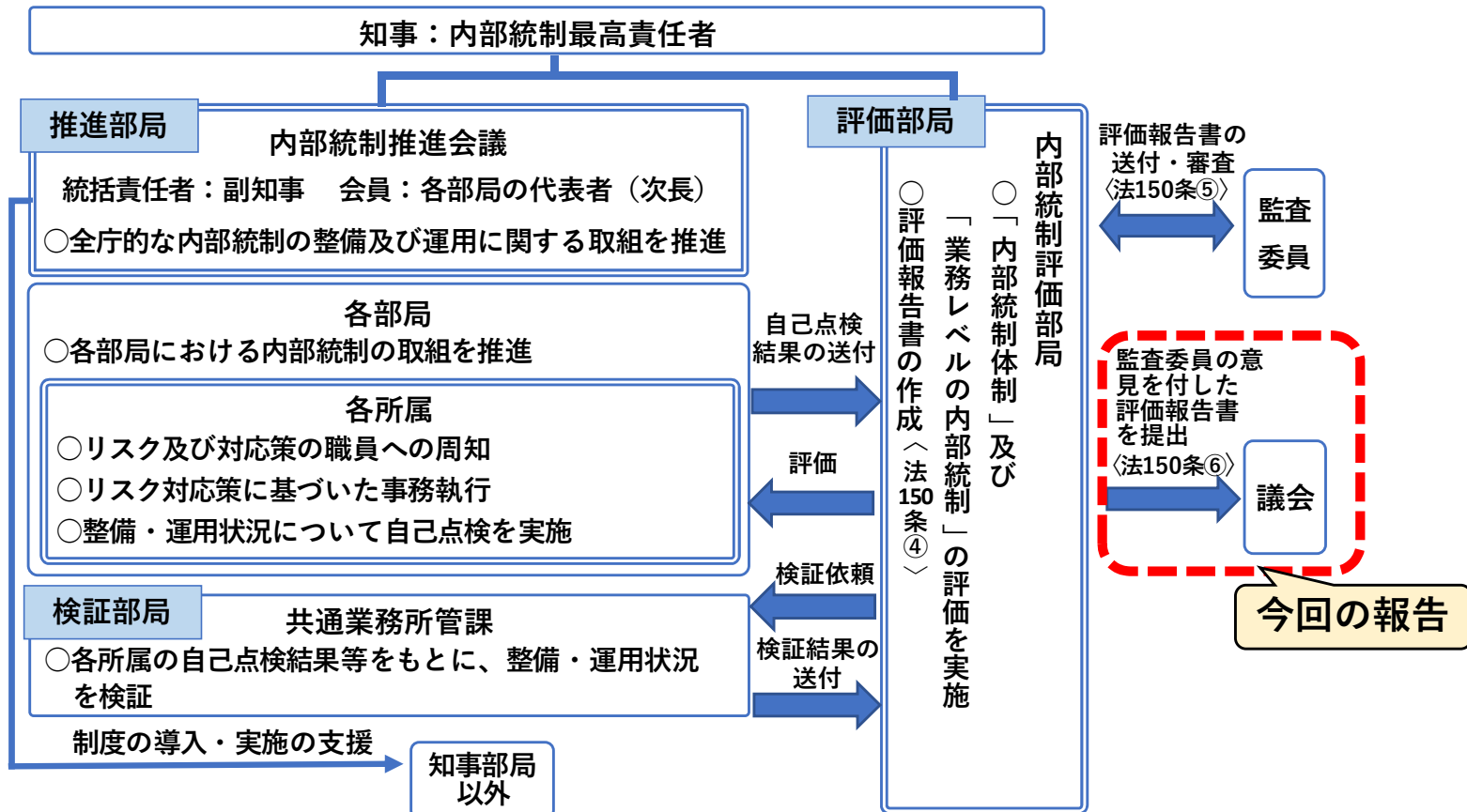
令和5年度内部統制評価報告書について

人事課行政改革推進室

1 内部統制制度の概要

行政サービスの適正な事務執行を確保するため、地方自治法改正に伴い令和2年度から導入された制度

(1) 体制



※1 リスク：適正な事務執行の妨げとなる事務上のミス等

※2 リスク対応策：リスクの発生を防ぐ適正な事務手続等

(2) 内部統制の評価方法

① 内部統制体制の評価

全庁的な内部統制体制について、6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価する。

② 業務レベルの内部統制の評価

- 各所属において、以下の対象事務のうち該当するリスクを選択の上、リスク対応策に基づき事務を執行し、運用状況等を自己点検することで不備の発生等を把握する。

対象事務	分類
財務に関する事務（47項目）	収入、支出、契約、物品・財産、その他
文書の管理・情報の管理に関する事務（16項目）	文書取扱、情報取扱、情報セキュリティ

- 各所属の自己点検結果や検証部局の検証内容を踏まえ、評価部局において、重大な不備や特に注意すべき不備に該当するかどうかを判断する。
- 重大な不備が生じた場合は内部統制が有効に整備又は運用されていないと判断する。

※重大な不備：事務の管理・執行が適正に行われていないことにより、県民や県に大きな経済的・社会的不利益を生じさせた（蓋然性が高い）不備

※特に注意すべき不備：重大な不備には該当しないものの、県民等へ大きな影響を与えるおそれがあるもの、多額の金銭・物的損害を生じさせるおそれがあるものなど重大な不備につながりうる不備

【重大な不備の基準】

量的重要性（経済的不利益の程度）	質的重要性（社会的不利益の程度）
<ul style="list-style-type: none"> 金銭的・物的損害の程度（損害の程度が300万円超等） 量、件数、範囲、期間等（発生や影響が広範囲又は長期間に及ぶもの等） 損害の回復可能性の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反の有無 故意又は重過失の有無 信用失墜の程度（懲戒、公表・謝罪、議会報告等） 過去発生した「特に注意すべき不備」の再発

2 令和5年度内部統制評価報告書の概要 ※評価報告書本体は別紙参照

(1) 内部統制体制の評価

▶ それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断

(2) 業務レベルの内部統制の評価

【整備上の不備】 なし （評価基準日時点で、リスク対応策が適切に設定されていないもの）

【運用上の不備】 157件(81所属) （評価対象期間中に、リスクが実際に発生（顕在化）したもの）

① 重大な不備

「車検切れ公用車の使用」の重大な不備が発生

※ 法令遵守は県の適正な事務執行に当たり根幹となるものであり、令和4年度に同様の不備が発生し、特に注意すべき不備として全庁的に再発防止に取り組む中で発生したことを踏まえ、重大な不備と判断

② 特に注意すべき不備

「身体障害者手帳の認定誤り」「要配慮個人情報の一時的紛失」「個人番号の紐付け誤り」「条例改正漏れによる課税誤り」「オンライン申込フォームにおける個人情報漏えい」といった特に注意すべき不備が一部の所属で発生

▶ 重大な不備が生じた公用車の管理に関する項目においては内部統制が有効に運用されていないと判断し、その他の項目についてはおおむね有効に運用されていると判断

(3) 是正措置

- ・ 車検・法定点検の年間計画表の作成、車内や運行管理簿への車検等期限の掲示、車検・法定点検一覧表の職員への回覧などこれまで取り組んできた対応策を改めて徹底した。
- ・ 車検期限が近くなった公用車を管理する所属の全職員に対して、財務会計システムにより通知を配信し、点検期限が更新されるまで継続してポップアップメッセージを表示するなどチェック体制を強化した。

3 監査委員による内部統制評価報告書の審査 ※審査意見書本体は別紙参照

令和5年度内部統制評価報告書の審査結果は「おおむね相当」であるとされた。

一方で、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれるとの意見が付されている。

(1) 自己点検について

自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(2) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備について

個人情報や厳格な管理が求められ、漏えい等の発生は個人の権利侵害や行政への信用失墜のリスクが高いことを踏まえ、職員の意識啓発を含め効果的な再発防止策を講じることが強く望まれる。また、前年度に把握された不備と同一内容の不備が発生した所属においては、組織的なチェック体制の強化など効果的な再発防止策を講じることが強く望まれる。

(3) 「重大な不備」について

県政に対する信頼を確保するため、全庁的な再発防止策の徹底が望まれる。

4 今後の対応

- ・ 自治学院による階層別研修を通して職員の制度理解を深め、的確なリスク選択や対応策の設定など、制度の適正な運用を図る。
- ・ 全部局で発生頻度の高い事例やその改善策を共有し、リスクの早期発見や効果的な対応策の設定など再発防止を徹底する。

令和5年度 内部統制評価報告書

令和5年度 内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮崎県知事 河野 俊嗣は、知事部局における内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県では「宮崎県の内部統制に関する方針」（平成31年3月1日策定）に基づき「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要のある事務」に係る内部統制体制を整備及び運用している。

なお、内部統制はリスクの発生を完全にゼロにすることを可能にするものではないため、例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理等により、内部統制が有効に機能しない可能性がある。

2 評価手続

評価項目 : 内部統制体制及び業務レベルの内部統制

評価対象期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日

評価基準日 : 令和6年3月31日

(1) 内部統制体制の評価

6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価を実施した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

以下の63項目を対象として、各所属における自己点検、各種共通業務を所管する課による検証、関連文書の閲覧等の実施により、評価部局において評価を行った。

	全庁リスク	個別リスク
財務に関する事務	47項目	7項目
文書の管理・情報の管理に関する事務	16項目	7項目
(合計)	63項目	14項目

全庁リスク…全所属または多くの所属において発生する可能性があるもの
個別リスク…特定の所属固有の業務において発生する可能性があるもの

3 評価結果

(1) 内部統制体制について

各評価項目において不備はなく、それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断した。

(2) 業務レベルの内部統制について

【整備上の不備】 なし

【運用上の不備】 157件（81所属）

内部統制の有効性の評価は、「重大な不備」の有無により判断することとしており、令和5年度は、公用車の管理に関する項目において、重大な不備が生じた。

そのため、当該項目については内部統制が有効に運用されていないと判断し、その他の項目についてはおおむね有効に運用されていると判断した。

○ 重大な不備：車検切れ公用車の使用

令和4年度に同様の不備の発生を受け、車検・法定点検の年間計画表の作成、車内（ダッシュボード等）及び運行管理簿への車検等期限の掲示、車検・法定点検一覧表の職員への回覧など全庁的に再発防止の取組の徹底を周知していたものの、一部の所属において、車検の更新に係る組織的なチェック体制が不十分であったことや公用車を使用する際の有効期限の確認が漫然と行われていたことなどに起因し、車検切れ公用車の使用の不備が再発した。

法令遵守は県の適正な事務執行に当たり根幹となるものであり、昨年度に特に注意すべき不備として再発防止に取り組み中で発生したことを踏まえ、運用上の重大な不備とした。

○ 特に注意すべき不備

重大な不備には至らないものの、金銭的・物的損害の程度や組織の社会的信用・名誉の失墜につながる程度が大きく、住民サービスの提供に大きな影響を与える恐れがあるものを重大な不備につながりうるものとして、以下を「特に注意すべき不備」とした。

- ・身体障害者手帳の障がい等級認定誤り
- ・要配慮個人情報の一時紛失
- ・療育手帳情報と個人番号の紐付け誤り
- ・条例改正漏れによる課税誤り
- ・オンライン上の申込みフォームにおける個人情報の漏えい

4 不備の是正に関する事項

(1) 重大な不備

これまでに取り組んでいる防止対策の徹底を改めて全所属に周知した。加えて、新たに財務会計システムにおいて、車検等の期限の10日前に該当車両を保有する所属の職員全員へ通知を配信するとともに、点検期限を更新するまで継続してポップアップで表示される機能を追加するといった再発防止のための複層的なチェック体制の強化を行った。

(2) 特に注意すべき不備

関係所属において速やかに原因の確認や再発防止策に取り組むなど、適切な対応が実施されていることを確認した。加えて、引き続き全庁的に注意喚起を促す取組を行う。

このほか、内部統制推進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう、制度の周知や推進に取り組むこととする。

令和6年6月25日 宮崎県知事 河野 俊嗣

令和5年度内部統制評価報告書審査意見書

44100-1076
令和6年9月2日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 日 高 博 之
宮崎県監査委員 後 藤 哲 朗

令和5年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づき、令和6年6月25日付け21230-1038で審査に付された令和5年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

令和5年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和5年度内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和5年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、評価対象期間を対象として実施したその他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和5年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

5 改善が望まれる事項

内部統制制度の導入から4年目に入り、監査においても制度導入前と比較して指摘事項等の件数が減少するなど一定の効果がみられるが、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

(1) 自己点検について

各所属のリスクとして選択されているにもかかわらず、自己点検で把握されていない不備が、引き続き定期監査により多数確認された。

各所属においては、自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(2) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備について

令和5年度においても、「特に注意すべき不備」とされる事案発生が複数報告され、個人情報の漏えいなど件数が増加した不備も見受けられた。個人情報の取扱いについては、漏えい、滅失等の防止など安全管理に万全の注意を払う必要があり、特に大量の個人情報や、要配慮個人情報等の秘匿性の高い個人情報を取り扱う所属においては、より厳格な管理が求められるところである。個人情報の漏えい等の発生は、個人の権利利益が侵害される危険があり、また、行政に対する県民の信頼を失墜させるリスクも高いことから、職員の一層の意識啓発を含め効果的な再発防止策をとることが強く望まれる。

また、前年度に把握された不備と同一内容の不備が発生した所属が、引き続き、多数確認されている。これらの所属においては、職員の一層の意識啓発を図るとともに、組織的なチェック体制をさらに強化するなど効果的な再発防止策をとることが強く望まれる。

(3) 「重大な不備」について

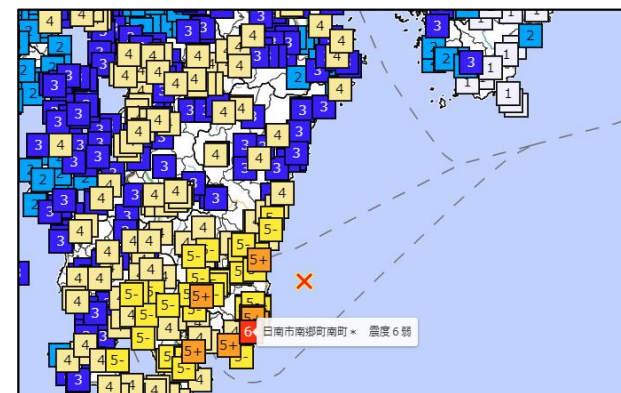
車検切れの公用車の使用については、法令遵守という県の事務執行に当たっての根幹が守られなかったものであり、また、令和4年度に同様の事案発生を受け、全庁的な再発防止の取組の徹底が周知されていたところ、令和5年度においても再発したものである。

については、県政に対する信頼を確保するため、改めて全庁的な再発防止策の徹底が強く望まれる。

令和6年8月8日の日向灘の地震について

1 地震の概要

- 8月8日16時42分にマグニチュード7.1、深さ31kmの地震が発生。
- 宮崎県の日南市南郷町で最大震度6弱を観測。
※震度6弱：日南市 震度5強：宮崎市、串間市、都城市
- この地震により宮崎港で0.5mなど津波を観測。
- 8月8日19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表
南海トラフ地震の想定震源域では、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっているとして国は各自治体等に対しての特別な注意の呼びかけを実施。→8月15日に終了



■震度分布図

2 避難者

- ピーク時は県内で66箇所の避難所に124人が避難
※ピークの日時は令和6年8月9日6時頃

3 被害の状況 ※令和6年9月12日16時時点の集計（市町村の調査により変動する可能性があります。）

人的被害				住家被害		
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損
		重傷	軽傷			
0人	0人	2人	8人	0棟	2棟	74棟



■災害対策本部会議の状況

4 県の対応

8月8日	16時43分	災害対策本部設置
8月8日	17時45分	第1回災害対策本部会議
8月8日	21時00分	第2回災害対策本部会議
8月9日	10時00分	第3回災害対策本部会議
8月16日	10時00分	第4回災害対策本部会議
8月16日	11時00分	災害対策本部から情報連絡本部に移行



■地震被害の視察の状況

5 各部署で把握した被害の状況

主な被害内容等	
総合	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校・大学等の物的被害12校（校舎外壁、渡り廊下等に一部破損） ・宮崎空港で管制塔の天井、空港ビルの天井やエスカレーター等に一部破損
総務	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁舎（本庁域庁舎及び総合庁舎等） <ul style="list-style-type: none"> ・連絡通路の天井パネル落下、庁舎の壁面ひび割れ、タイルの破損等 2 職員宿舎 <ul style="list-style-type: none"> ・京塚職員宿舎（宮崎市）の水道管破損等
福祉保健	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設 <ul style="list-style-type: none"> 日南市で水道の濁り及び断水。現在は解消 2 医療機関 <ul style="list-style-type: none"> 県央、県南地区の医療機関を中心に、病棟内の水漏れやエレベーターの停止、スプリンクラー誤作動による水被害や外壁崩落等が発生。 3 社会福祉施設等 <ul style="list-style-type: none"> 主に雨漏りやガラス破損等の建物被害及び重傷者が発生 <p>(1) 老人福祉関係施設 建物被害：30施設 (2) 障がい者福祉関係施設 建物被害：7施設 (3) 児童福祉関係施設 建物被害：50施設</p>
環境森林	<ol style="list-style-type: none"> 1 山地被害 <ul style="list-style-type: none"> ・日南市の保安林内において山腹崩壊が発生し、治山施設へ土砂等が流入 2 廃棄物処理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設で建屋内壁の一部破損 ※稼働・周辺環境に影響なし



■ 県庁舎通路の被害

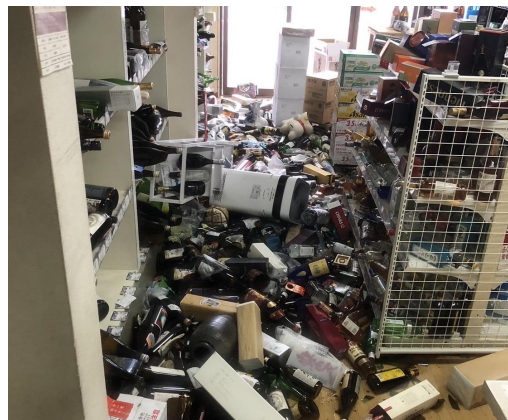


認定こども園の被害状況
(日南市)



■ 山地被害の状況

主な被害内容等	
商工観光	<ol style="list-style-type: none"> 商工業関連 <ul style="list-style-type: none"> 店舗等の商品落下による破損 店舗等における地盤沈下 商店街市道上のタイルの隆起や看板・電灯の落下 など 観光関連 <ul style="list-style-type: none"> イベントやスポーツ合宿の中止、宿泊予約のキャンセル、一部宿泊施設や観光施設でひび割れ など
農政水産	<ol style="list-style-type: none"> 農作物：卵（孵卵）の破損 4,800個、コショウラン鉢の損傷 100鉢 農業用施設等の被害：共同利用施設 10件、農業用ハウス 2件、畜産用施設 7件 等 水産関係施設等の被害：共同利用施設 7件、養殖施設 1件、漁船 1件 漁港施設：エプロン部の沈下等 7漁港 農業土木関連：農地の崩壊 4箇所、農業用施設（水路）の埋没 1箇所
県土	<ol style="list-style-type: none"> 河川 2箇所 <ul style="list-style-type: none"> 広渡川 箇所堤防損傷（応急対策済） 屋根田川 埋塞（応急対策済） 港湾 3港湾 <ul style="list-style-type: none"> 油津港 岸壁等に損傷（液状化現象を含む） 外浦港 護岸等に損傷 内海港 物揚場に損傷 その他 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害 1箇所 かけ崩れ（人的被害なし）高千穂町



■販売店の被害
(日南市)



■農地（水田）の崩壊と
水路の埋没

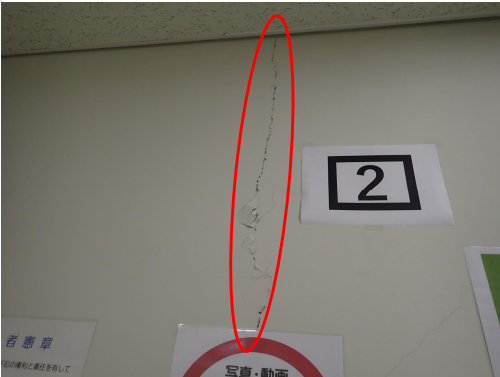


■油津港 日南市油津
荷捌き地 液状化現象

主な被害内容等	
企業局	<ul style="list-style-type: none"> 企業局庁舎周囲地面の陥没
病院局	<p>県立日南病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上の空調冷却塔 1 台にひび割れ発生し漏水（復旧済） 院内複数箇所壁に軽微なひび割れ発生（構造上問題なし）
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校・公立小中学校における外壁の亀裂、渡り廊下のコンクリート亀裂等 県武道館の柔道場・相撲場における天井の装飾木製ルーバーの一部破損 県総合博物館における地面タイルの割れ・浮き 県立美術館における床タイル隆起等



■企業局庁舎周囲地面陥没



■日南病院 壁ひび割れ



■タイルの割れ・浮き
(県立美術館)

6 今後の県民への周知・啓発

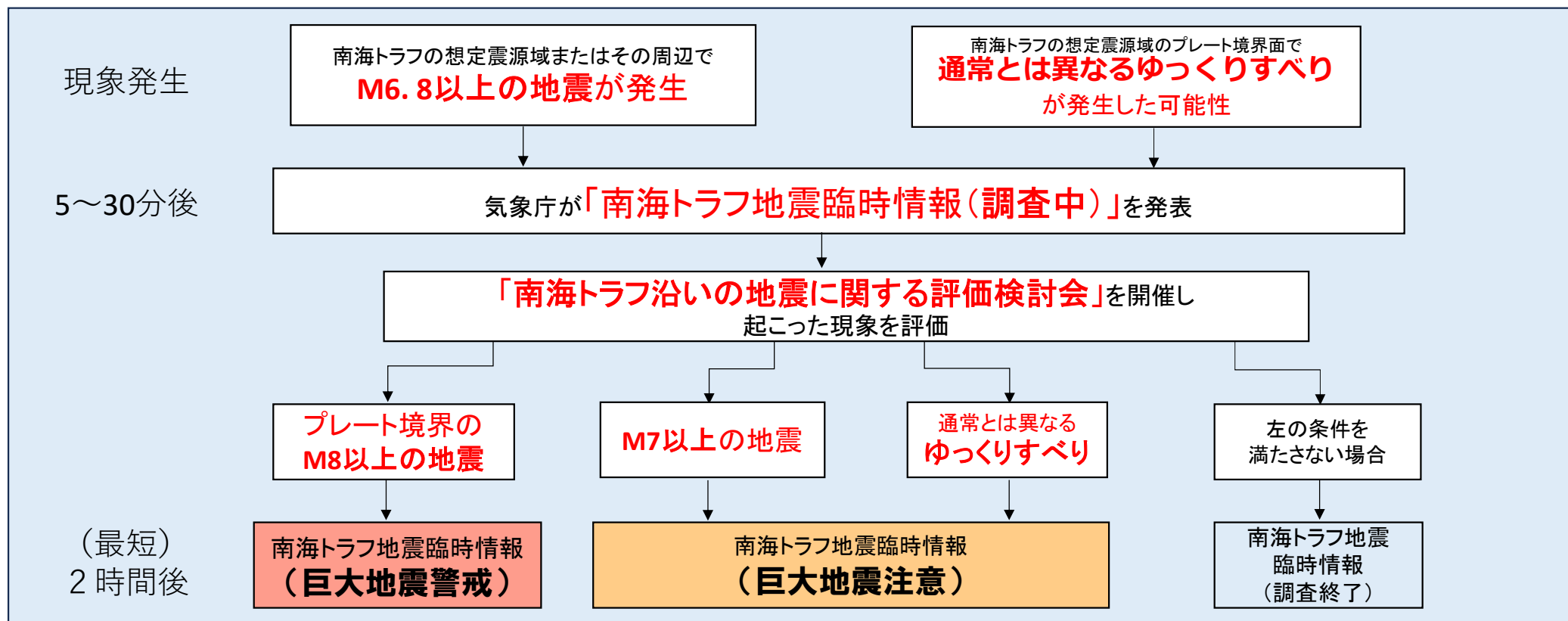
大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、引き続き県民に対し、建物の耐震性の確保や家具の固定、避難経路の確認、必要な物資の確認など、日頃の備えについて啓発を行っていく。

南海トラフ地震臨時情報について

1 概要

- 南海トラフ全域を対象に地震発生の高まりを知らせるもので、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測された場合に気象庁が発表
- 令和元年の運用開始以来初めての発表

2 情報の種類と住民の対応



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

	プレート境界のM8以上の地震※ ¹	M7以上の地震※ ²	ゆっくりすべり※ ³
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認めら れた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間※ ⁴	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う
すべりが収まったと 評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
大規模地震 発生まで			

※¹ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※² 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※³ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※⁴ 2週間とは、後発地震警戒対応期間(1週間)+後発地震注意対応期間(1週間)

上表内の対応は標準を示したものであり、
個々の状況に応じて変わるものである

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた
防災対応検討ガイドライン【第1版】」より

3 県の対応

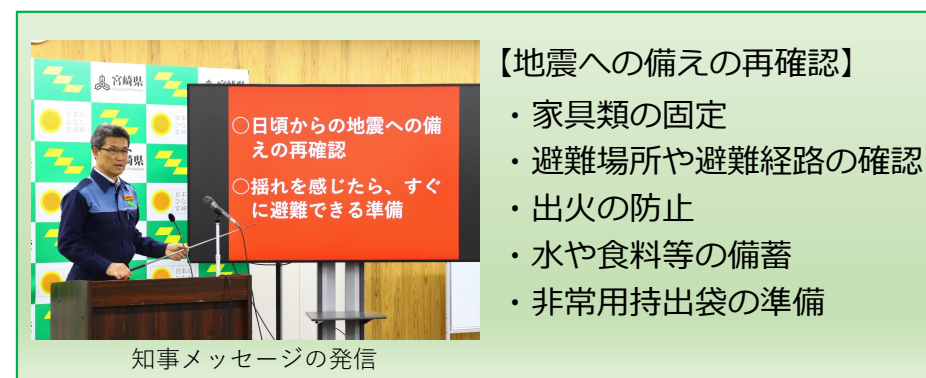
(1) 県ホームページ・SNS等を活用した情報提供、呼びかけ

- 臨時情報の仕組み
- 県民への行動の呼びかけ（知事メッセージの発信）
 - ・ 日常生活を維持しながら日頃からの地震への備えの再確認、揺れを感じたらすぐ避難できる準備
- とるべき行動のチェックリスト

(2) 宮崎地方気象台と連携した市町村に対する説明会

(3) 相談窓口等の設置

- 臨時情報に関する県民・中小企業向けの電話相談窓口
- 外国人向けの災害時多言語支援センターの設置



4 今後の対応

- 国（中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討WG）において臨時情報に関し、自治体・事業者へのアンケートや意見交換を実施し検証を行う。

<検証項目>

- ◆ 平時からの臨時情報の周知・広報
- ◆ 臨時情報発表時における呼びかけの内容
- ◆ 自治体や事業者等における防災対応

- 国の検証結果も踏まえ、県民に対し、よりわかりやすい呼びかけの内容等を整理するとともに、平時からの周知・啓発に努める。

令和6年台風第10号について

1 台風の概要

- 8月29日6時の実況で935hPa 最大風速50メートルの勢力で鹿児島県薩摩半島側から上陸し九州を縦断。
- 宮崎県は8月29日4時頃に暴風域入、8月30日0時頃に暴風域出
- 総降雨量（8月26日12時から31日6時まで）は900ミリを超える大雨
- 多数の突風被害
竜巻と推定：宮崎市 竜巻の可能性があると推定：西都市、国富町、新富町、門川町

2 避難者

- ピーク時は県内で414箇所の避難所に5,757人が避難
※ピークの日時は令和6年8月29日11時頃

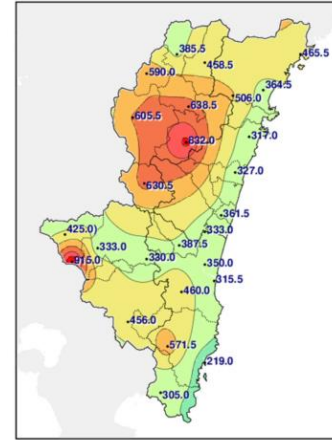
3 被害の状況 ※令和6年9月13日14時時点の集計（市町村の調査により今後変動する可能性があります。）

人的被害				住家被害				
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
		重傷	軽傷					
0人	0人	1人	38人	0棟	22棟	1,161棟	3棟	3棟

4 県の対応

8月28日	5時00分	情報連絡本部設置
8月28日	8時00分	災害対策本部設置
8月28日	10時00分	第1回災害対策本部会議
8月28日	20時30分	災害救助法第2条第2項適用（24市町村）
8月30日	10時00分	第2回災害対策本部会議
8月31日	10時00分	第3回災害対策本部会議
9月2日	17時30分	災害救助法第2条第1項適用（宮崎市） ※適用日は令和6年8月29日
9月5日	16時45分	国（岸田首相、松村防災担当大臣）に緊急要望を実施
9月13日	10時00分	災害対策本部から災害対策室に移行

危機管理課



■ 台風の進路

■ 降水量分布図



■ 突風・竜巻被害の状況



■ 台風被害の視察の状況

5 各部署で把握した被害の状況

主な被害内容等	
総合	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の物的被害6校（ドア・窓ガラスの破損等）
総務	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁や総合庁舎等の一部の庁舎で雨漏り、外壁等の破損
福祉保健	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設 <ul style="list-style-type: none"> ・西都市、小林市、美郷町、高千穂町、椎葉村下福良地区の計236世帯で断水や水道の濁りが発生 ※現在は解消 ・椎葉村本郷地区（41世帯）で原水濁度上昇により給水制限中（生活用水のみに使用）。飲用は給水中 2 医療機関 <p>宮崎市の医療機関を中心に、ガラスの破損や雨漏り、看板の落下等の被害が発生</p> 3 社会福祉施設等 <p>主に雨漏りやガラス破損等の建物被害及び軽傷者が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉関係施設 建物被害：81施設 (2) 障がい者福祉関係施設 建物被害：20施設 (3) 児童福祉関係施設 建物被害：63施設
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・山地被害（11市町村25箇所） ・林道施設（64路線107箇所） ・自然公園（高千穂峡の遊歩道の手すりの一部流失等） ・廃棄物処理施設 （一部の施設で壁面の一部破損等 ※稼働・周辺環境に影響なし）



■福祉施設の建物被害



■被害の写真：山地被害
（椎葉村 下福良 間柏原）



■被害の写真：林道施設
（高千穂町 高千穂・日之影線）40

主な被害内容	
商 工 観 光	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関連 <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の窓ガラスや屋根、外壁の破損、土砂流入 ・商店街看板の破損 など 2 観光関連 <ul style="list-style-type: none"> ・関之尾公園遊歩道（都城市）：倒木 ・照葉大吊橋遊歩道（綾町）：橋や手すりの破損 ・おせりの滝遊歩道（美郷町）：手すり破損 ・高千穂峡九州自然遊歩道（高千穂町）：手すり破損
農 政 水 産	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物等の被害 水稻（22ha）、野菜（171ha）、果樹（261ha）、 飼料作物（800ha）等 計1,283ha 豚27頭 鶏13,650羽 2 農業用施設等の被害 共同利用施設 37件、農業用ハウス 253件、 畜産用施設 105件、その他16件 計411件 3 水産関係 養殖ウナギ（数万尾）、養殖チョウザメ（1,581尾） 養殖場等の破損等 4 農業土木関連 農地290箇所、農業用施設（水路・農道）173箇所



■高千穂峡九州自然遊歩道の被害
（高千穂町）



■栗園への土砂流入



■養鰻施設の被害

主な被害内容	
県土	<ul style="list-style-type: none"> ・道路 14路線36箇所 道路決壊等 ・河川 54河川75箇所 護岸決壊等 ダム 2箇所 流木等堆積 ・海岸 9箇所 流木等漂着 宮崎市、日向市、日南市、都農町 ・その他 土砂災害 13箇所 がけ崩れ（人的被害なし） 宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、綾町、 五ヶ瀬町、椎葉村、美郷町
企業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業 <ul style="list-style-type: none"> ・祝子発電所：取水口・放水口土砂堆積 ・鬼神野取水堰：沈砂池流木堆積、取水口スクリーン破損 2 地域振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一ツ瀬川県民ゴルフ場：全面冠水による土砂等の堆積、バンカー砂の流出



■国道446号日向市東郷町
路肩決壊



■国道388号椎葉村大河内
道路決壊



■国道388号椎葉村大河内
路肩決壊



■取水堰流木堆積

主な被害内容	
病院局	<p>【県立延岡病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1階外来診察室前の廊下の雨漏り（診察等に影響なし） ・ 塔屋1階排気ファン室内の雨漏り（機械に影響なし）
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎商業高校でプール付属室（木造平屋建）屋根鋼板の半分が飛散、外壁が一部剥離。弓道場（鉄骨造平屋建）屋根及び外壁の一部が剥離。 ・ 宮崎市立小戸小学校などで多数のガラス破損。 ・ その他、防球ネット等破損、雨漏り、倒木などが発生。



■病院局の被害（雨漏り）



■被害の写真
(プール付属室)



■被害の写真
(小戸小学校)

6 災害救助法の制度

災害救助法（住家被害に対する適用メニュー）

被害の程度		全 壊	大規模 半 壊	中規模 半 壊	半 壊	準半壊	一部 損壊
損害基準判定 <small>※住宅の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合</small>		50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
住宅の応急対策 （被害拡大防止） <small>※罹災証明書不要</small>	<ul style="list-style-type: none"> 1世帯あたり 51,500円以内 ブルーシート、ロープ等 災害発生日から 1箇月以内完了 	△ ※修理することで居住可能な場合	○	○	○	○	×
住宅の応急修理 （日常生活必要修理）	<ul style="list-style-type: none"> 1世帯あたり 717,000円以内 災害発生日から 6箇月以内完了 	△ ※修理することで居住可能な場合	○	○	○	×	×
	<ul style="list-style-type: none"> 1世帯あたり 348,000円以内 災害発生日から 6箇月以内完了 	—	—	—	—	○	×
応急仮設住宅の供与 （建設型・賃貸型）	<ul style="list-style-type: none"> 1戸あたり 6,883,000円以内 災害発生日から 20日以内着工 完成日から最長2年 	○	△ ※応急修理（1月超）期間中	△ ※応急修理（1月超）期間中	△ ※応急修理（1月超）期間中	×	×

災害救助法（その他適用メニュー）

被害の程度		全 壊	大規模 半 壊	中規模 半 壊	半 壊	準半壊	一部 損壊	
損害基準判定 <small>※住宅の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合</small>		50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満	
被服、寝具その他 生活必需品の給与・ 貸与	・ 限度額については、 下表のとおり ・ 災害発生日から 1箇月以内完了	○	○	○	○	×	×	
	全壊（夏季）							
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上加算額		
	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円/人		
	半壊（夏季）							
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上加算額		
6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円/人			
学用品の給与	・ 限度額については、 下表のとおり ・ 災害発生日から 1箇月以内完了	○	○	○	○	×	×	
	①教科書・正規の教材		実費					
	②文房具・通学用品		小学生	5,200円				
			中学生	5,500円				
高校生			6,000円					
避難所の設置 <small>※おそれ適用でも対象</small>	・ 1人・1日 350円以内 ・ 光熱水費、消耗器材費等 ・ 災害発生日から7日以内	・ 指定一般避難所（公民館・体育館など） ・ ホテル 等 避難の長期化が見込まれる場合は、ホテル・旅館等を避難所として提供可能 国との協議必須（上限7,000円/泊・人）						

宮崎県市町村消防広域化推進計画の改定について

消防保安課

1 宮崎県市町村消防広域化推進計画の概要

- 国は、小規模な消防本部においては、消防体制として必ずしも十分な体制でない場合があるため、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、消防の広域化を推進している。
- 県は、消防組織法において、『国の指針に基づき自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、消防の広域化の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない』とされていることから、「宮崎県市町村消防広域化推進計画」を策定している。
- ※ 消防の広域化…消防事務を共同して処理すること又は他の市町村に消防事務を委託すること。

2 本県の消防広域化に関する主な動き

年 度	主 な 動 き
平成19年度	○ 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(H18.7策定。H24.4、H30.4に一部改正) → 「宮崎県市町村消防広域化推進計画」の策定(H20.3)【1次計画】 <u>将来的には県域一の広域化が望ましい</u> <u>県内を3つのエリアに分けて広域化を推進</u>
平成24年度	○ 宮崎県消防長会で協議 ⇒ <u>3つのエリアに分けた広域化は困難</u>
平成25年度	○ 「宮崎県市町村消防広域化推進計画」の改定(H26.3)【2次計画】 <u>重点地域(①日南市・串間市、②西都市・東児湯、③非常備町村)を指定して広域化を推進</u>
平成27年度	○ <u>西臼杵広域行政事務組合消防本部の設置</u>
平成28年度	○ 重点地域(①、②)ごとの検討協議会で協議 ⇒ <u>数年以内の広域化は見送る</u>
平成30年度	○ 「宮崎県市町村消防広域化推進計画」の改定(H31.3)【3次計画】 <u>現時点で早期の広域化の実現を図ることは困難</u> <u>将来的な広域化につながる連携・協力の取組として、県域一による消防指令業務の共同運用化を検討</u>
令和4年度	○ 宮崎県消防長会で協議 ⇒ <u>令和9年4月からの県域一による消防指令業務の共同運用化を断念</u>

3 国の基本指針改正（R6. 3. 29）の概要

- 地域の核となり広域化の検討を主導することに同意した消防本部を「中心消防本部」として位置付け、消防の広域化を推進する方策が示された。
- 広域化実現につながる消防の連携・協力の取組として、7つの類型が示された。
(連携・協力の7つの類型)
 - ①指令の共同運用
 - ②消防用車両等の共同整備
 - ③高度・専門的な違反処理などの予防業務
 - ④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊等）の共同設置
 - ⑤専門的な人材育成の推進
 - ⑥訓練の定期的な共同実施
 - ⑦現場活動要領の統一

4 県の推進計画改定のスケジュール

時 期	主 な 取 組
令和6年3月	○ 国の基本指針の一部改正
6月	○ 消防の広域化等に関する説明会の開催（消防庁）
7月～	○ 各消防本部を訪問して、消防の広域化や消防指令業務の共同運用等について意見交換を実施 ・現時点で早期の広域化、県域一による消防指令業務の共同運用化は困難との意見 ・訓練の定期的な共同実施など、連携・協力の取組について引き続き検討
9月～	○ 各消防本部と県推進計画の内容について協議
令和7年3月	○ 宮崎県市町村消防広域化推進計画の改定（常任委員会で報告）